

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品古川駅東店
大崎市古川駅東2-11 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二
栃木県小山市大字卒島1293番地

3 市町村の意見の概要

意見なし

4 地域住民等の意見の概要

古川商工会議所の意見

（1）同店新設予定地の隣接地には、病院並びに幼稚園等が現存し、通院者や通園者等が隣接道路を利用している。そこで、同店舗の開店により通行車両が増加するので、来店者の右折待ち渋滞等が発生しないで車両がスムーズに出入出来るような誘導表示や繁忙時の誘導員配置等、交通事故防止に配慮した取り組みを実施していただきたい。

（2）同店の閉店時間は午後10時ということであり、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので閉店後の駐車場の管理についても徹底した対応をしていただきたい。

（3）街づくりの観点から商工会議所等が実施する事業にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与していただきたい。

（4）災害発生等の有事の場合には駐車場を避難所として開放する等、地域貢献に配慮し、さらに、地域の商習慣にも倣った行動に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成24年7月25日から平成24年8月27日まで（ただし、閉庁日を除く。）